

帝王部ニ詳ナリ、蓋シ人臣ノ院號ハ、藤原兼家ヲ法興院關白ト稱セシニ起ル、法興院ハ其建
 ツル所ノ寺ノ名ナリ、後世ニ至リテハ、此ヲ以テ殆ド諡ト爲シ、平人トイヘドモ、死後必ズ之
 ヲ稱シ、或ハ生前ニ剃髮シテ、某院ト稱スルモノモアリ、
 女子ノ名ハ男子ニ異ナリ、某賣ト云ヒ、某姫ト云ヒ、某刀自ト云ヒ、某子ト云フ、其尊稱ニハ某
 前ト云ヒ、某御前ト云ヒ、某方ト云ヒ、某御方ト云ヒ、某御ト云フ、後世ハ專ラ假名ノ二字トナ
 リテ、對稱ニハ、上ニオノ字ヲ加フ、而シテ女子ハ、中古ニ在リテハ、喚名ノミヲ傳ヘテ、實名ノ
 明ナラザルモノ多シ、其中ニテ、實名ノ傳ハレルハ、多クハ貴女ナレドモ、貴女ニ在リテモ幾
 モナシ、是レ女子ハ、人ニ對シテ、己ガ名ヲ告ゲザリシニ由レルナラン、
 僧ノ名モ、大ニ常人ニ異ナリ、僧トナルトキハ必ズ姓氏ヲ棄テ、從前ノ名ヲ改メテ、二字ヲ用
 キテ音讀ス、支那人ニ倣ヒシナリ、

〔伊呂波字類抄人事〕名ナツク

〔段註說文解字〕上、名自命也。○註、从口夕、夕者冥也、冥不相見也。故曰口自名。武井切十部、

〔運歩色葉集〕名乗、名人

〔下學集〕下、名乗、名乗、名乗

〔書言字考節用集〕名、名乗

〔倭訓栞〕前編十九、名は生也、成也、春秋說題にも名成也と見えたり、周人多く名は用字は體を
 用う、又那摩は名の梵語なるよし、俱舍論に見えたり、日本紀に、字もまたなごよめり、あざなどは

訓せず、弘決に、西方風俗、稱名爲尊、此方風俗、避名爲敬ともいへり、

〔古事記傳〕三十九、まづ名は、名云言の本の意は爲なり、爲は爲りたるさま、狀を云、其は常に爲

る狀なり、○中略、其物のもごと其人のある狀、行狀容貌由縁、を賛稱て、負けたる物にて、名を呼は尊みな